

## 利用料助成金のご案内

## 一時保育などの子育て支援サービスを利用する保護者の方へ

## 【3～5歳児クラス・0～2歳児クラスの非課税世帯対象】

## 対象施設

市区町村の確認を受けている以下のサービス

一時保育、休日保育、病児・病後児保育、訪問型病後児保育、ファミリー・サポート・センター

## 対象児童

以下の要件を全て満たす方

- ①葛飾区在住で、3～5歳児クラスの児童又は0～2歳児クラスのうち非課税世帯の児童であること
- ②葛飾区において保育の必要性の認定（新2号認定又は新3号認定）を受けていること  
※保育の必要性の認定で認められた有効期間が助成対象期間です。
- ③認可保育所・小規模保育事業所等に在籍していないこと
- ④この助成金のほかに利用料に係る助成を受けていないこと
- ⑤保育料を滞納せずに支払っていること

## 対象経費

## 対象施設に支払った保育料（利用料）

※保育の必要性の事由で利用した場合のみ申請が可能です。

※送迎のみの利用は対象外です。

## 助成額

3～5歳児クラス（新2号認定）…児童一人当たり月額37,000円上限

0～2歳児のうち非課税世帯（新3号認定）…児童一人当たり月額42,000円上限

## 助成方法

申請書に記入した保護者の口座に直接振込みます。

## 申請方法・提出書類

- ①葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書（※保護者が記入）
- ②特定子ども・子育て支援提供証明書（※事業者が記入）
- ③領収書（写しでも可）（※事業者が発行）  
※領収書は、利用料やおやつ代、その他費用が明確に分かれているものであること  
※ファミリー・サポート・センターの利用は「活動報告書」のみ提出（②と③は不要）

## 申請期限等（令和3年度）

対象月	締切り	通知・振込時期	提出先
4月～3月分	令和4年 4月12日（火） 必着	5月中旬頃決定通知 5月下旬～6月上旬 頃振込	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所子育て支援課 認可外助成金担当 ※郵送又はご持参ください。

## 保育の必要性の認定について

この助成を受けるためには、保育の必要性の認定が必要です。ご利用の前に認定の手続きをお願いします。認定については、保育課入園相談係（電話：5654-8278～9）に問い合わせるか、区ホームページでご確認ください。

なお、認定された方には施設等利用給付決定通知書（新2号認定又は新3号認定）が交付されます。利用する際、施設に提示してください。

## 注意事項

- ・助成金の申請書は葛飾区ホームページでダウンロード又は葛飾区役所で受け取ってください。
- ・助成金は複数月まとめて申請することもできます。ただし、年度をまたぐ場合は、それぞれ申請書が必要になります。
- ・助成金の申請書と添付書類はホチキスで止めてください。止められない場合は封筒に入れるなど、ばらばらにならないようにしてください。
- ・利用する施設が発行した提供証明書、領収書（写しでも可）は全て添付してください。この場合、領収書の原本が提出された場合は、返却できませんので予めご了承ください。
- ・幼稚園に在園している場合、その他サービスの利用が無償化の対象として申請できるのは「教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満」の幼稚園や認定こども園に在籍する児童です。不明な点は在籍園にお問い合わせください。  
※この場合、在籍園の預かり保育利用料を含め、「預かり保育」の上限額（新2号認定児童は月額11,300円上限、新3号認定児童は月額16,300円上限）まで助成します。
- ・各施設の利用方法等は、直接施設にお問い合わせください。
- ・葛飾区で住民税の課税状況を確認できない場合は、課税証明書等の提出を求める場合があります。
- ・転入前や転出後の助成は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

### <お問い合わせ先>

#### 【幼稚園在園児の保護者の方】

葛飾区 子育て支援課 私立幼稚園係  
代表 03(3695)1111 内線2405  
直通 03(5654)8266

#### 【私立保育園在園児の保護者の方】

葛飾区 子育て支援課 子育て支援係  
代表 03(3695)1111 内線2415  
直通 03(5654)8297

#### 【認可外保育園在園児の保護者の方】

葛飾区 子育て支援課 子育て支援係  
代表 03(3695)1111 内線2416  
直通 03(5654)8277

#### 【ファミリーサポートをご利用の保護者の方へ】

代表 03(3695)1111 内線2404